

2003年7月発行
社会学年報 第32号 別刷

公共圏と市民社会
——自律的公共圏の社会的条件——

水上英徳

東北社会学会

公共圏と市民社会

——自律的公共圏の社会的条件——

水上英徳

本稿では、ユルゲン・ハーバーマスとアクセル・ホネットの社会理論に基づき、諸公共圏の活性化の社会的条件を考察する。ハーバーマスは、市民社会を基礎とした自律的な諸公共圏での意見形成と、政治システムの制度化された意見形成・意思形成とが協働することに、審議的政治という民主主義の規範的理念を見出した。しかし、諸公共圏は、抑圧や排除、政治システムとの遊離といった諸問題に直面している。この問題状況に対し、ハーバーマスは、手続き主義の見地から、民主的手続きの制度改革を提言している。これに対し、ホネットは、いかにして人びとが諸公共圏に能動的に参与し民主的手続きに志向するのかを問い、その一つの基盤を、社会的労働の領域におけるポスト伝統的ゲマインシャフトの成立に見出している。このホネットの立論は、社会的労働の領域を含んだものとして市民社会の理念をあらためて検討することを促している。

【キーワード】公共圏、市民社会、「ゲマインシャフト」

1 はじめに

世界的にみて公共圏論の活性化の一つのきっかけは、よく指摘されるとおり、中欧・東欧での「遅ればせの革命」である。社会主義国家体制のもとの公共圏の隷属化、80年代半ば以降の上からの改革、そしてその後の革命的变化は、ユルゲン・ハーバーマス（1990: 11 = 1994: i）の言葉を用いるなら「公共圏の構造転換」にあらためてアクチュアリティを与えた。

この公共圏の再発見は、同時に市民社会概念の見直しをともなっていた。アクセル・ホネット（1994: 80）によれば、当時の中欧・東欧において、市民社会の概念はその意味内容が多義的で拡散していたがゆえに、国家以前の社会領域のすべてを束ねることを可能にし、社会主義国家体制を批判するさまざまな抵抗運動を包摂することができた。そのようにして、中欧・東欧の革命的变化は、多様なアソシエーションの運動によって導かれていく。こうし

たことから、市民社会の概念は革命後、西側諸国に逆輸入される。このとき、市民社会の概念は、経済の領域を捨象して、公共圏を支える諸アソシエーションを指すものと捉えられた。すなわち、市民社会の制度的中心は、自由意思に基づく非国家的・非経済的なアソシエーション関係である(Habermas 1990: 45-7 = 1994: xxxvii-xL)。そのさい主導的な問いをなしたのは、現在の社会における民主主義のラディカルな深化・拡大の可能性であった。

この歴史的経緯からも示唆されるとおり、公共圏論は、とくに民主主義の問題を一つの焦点として、規範的・理念的考察と経験的社会分析とが相互に有機的に結びついて展開してきた。それは、近年の議論状況のみならず、ハーバーマス ([1962] 1990) の初期の議論にも共通して見て取れる。規範的議論では公共圏のポテンシャルとあるべき姿が考察され、それはまた経験的研究にとって導きの糸となる。つまり、規範的理念に照らしじっさいの公共圏にどのような問題がはらまれているのかが追究されうる。その一方で、経験的研究にとってもう一つの重要な課題となるのは、規範的に捉えられた公共圏のポテンシャルはいかなる条件のもとに現実化しうるのかを考察することであろう。それはまた、規範的理念のさらなる彫琢に結びつきうる。

そこで、本稿では、この問題、すなわち公共圏の活性化の条件をどう理論的に捉えるかを考えてみたい。別言するなら、規範的に提起されるような力を公共圏が発揮するための社会的条件である。それは同時にまた、公共圏を支える市民社会の再考にもつながるはずである。

以下では、1990年代以降のハーバーマスとホネットの公共圏論・民主主義論を素材として検討を進めていきたい。まず最初に、公共圏の概念とそれと結びついた民主主義の規範的理念を、ハーバーマスの『事実性と妥当』¹¹⁾に依拠しながらみていく(第2節)。続いて、この規範的理念に照らして、現実の公共圏がぶつからざるをえない諸困難を幾つかあげてみたい(第3節)。そのうえで、ハーバーマスとホネット双方の所説によりながら、公共圏がそのポテンシャルを展開できるための条件を考察する(第4節)。

2 公共圏と審議的政治

2.1 公共圏と公論

ハーバーマスによれば、公共圏(Öffentlichkeit)は、コミュニケーション行為によって再生産され、生活世界の一部をなしている。そうした公共圏はごく簡単には、「さまざまな意味内容や見解に関するコミュニケーション、つまりはさまざまな意見に関するコミュニケーションのためのネットワーク」(FuG 436)(強調は原著者)として描写されうる。

ハーバーマスはこのような公共圏を、コミュニケーション行為の機能や内容からではなく、コミュニケーション行為のなかで生み出される空間構造から特徴づけている(FuG 436-7)。コミュニケーション行為では、相手の発話行為の諸妥当要求に対し肯定ないし否定の態度を表明するコミュニケーション自由が相互に認められ、そこでは、自分の考え方や決定の根拠が他者にも受け入れられるかどうか問われる(FuG 152-3)。そのさい、コミュニケーション行為の空間は、潜在的な参加者に対し原理的に開かれたものである。公共圏は、こうした空間構造をより抽象的なかたちで一般化している。つまり、公共圏は、対面的なコミュニケーション行為にみられるような具体的コンテキストや行為義務から人びとを解放するとともに、外部に対して開かれた空間をなすのである。

そのさい、公共圏は、空間的にさまざまな水準のアリーナに枝分かれし、扱われるテーマの点でも分化し、コミュニケーションの密度や組織化の程度でも分化している(FuG 451-2)。したがって、公共圏は一枚岩のものではなく、多種多様な諸部分公共圏に分化し、つねに複数形で多元的に現れている¹²⁾。とはいえ、諸公共圏の間の境界は相互に透過可能であり、公共圏は原則として外部に開放された空間である(FuG 437)。

そうした諸公共圏において交わされるさまざまな意見は、一定のテーマに

応じてまた賛否の態度表明を通じて選り分けられ、ある程度まとまった意見が形成される。ハーバーマスによれば、それは、人びとの広範な賛同に基づき「公論 (öffentliche Meinung)」となる (FuG 438)。この公論は、世論調査の結果として示される世論とは異なる。公論は、個々人が単独で抱いている意見を統計的に集計したものではなく、じっさいに意見を交わすなかで形作られ、人びとの賛同に基づき成立するものである。

2.2 公共圏の政治的影響力

諸公共圏と政治システムとの関係に着目するなら、諸公共圏は、政治システムによって扱われる必要のある社会的諸問題の「共鳴板」として捉えることができる (FuG 435)。つまり、社会に生じた諸問題に敏感に反応し、その所在を指し示すのが諸公共圏であり、それは「感度のよいセンサーを備えた警報システム」(FuG 435)である。さらに、諸公共圏は、問題を認識し同定するのみならず、その問題がまさに問題であることをテーマ化し、政治システムに受容されるように先鋭的に表現するというはたらきをなす¹⁴⁾。

そのさい、諸公共圏で形成される公論は、政治的影響力のポテンシャルとなる (FuG 439)。つまり、公論のいかんによって、人びとの選挙行動もまた変化し、立法はもちろんのこと、司法や行政における決定も影響を受ける。こうして公論の政治的影響力は、政治の諸領域において政治的権力へと変換されえ、拘束力のある決定を生み出さうるわけである。

とはいえ、もちろん諸公共圏それ自体は、政治的決定の審級ではない。諸公共圏が発揮しうるのはあくまで影響力であり、政治的決定そのものは政治システムによって担われる (FuG 364, 449)。しかし、この制度化された政治的決定を免れていることが、諸公共圏での自由で多様なコミュニケーションを可能にする。そもそもマス・メディア等に媒介された諸公共圏では、決定の必要や具体的行為義務から人びとは負担軽減されている。その軽減のゆえに、諸公共圏では解釈や意見の多様性が促進され、さまざまな部分公共圏が

生成しうる。ハーバーマスによれば、多元的に分化した公共圏は、その全体を組織することのできない無秩序でアナーキーな複合体をなしており、それゆえにこそ、新たな社会的諸問題に敏感に反応することができる (FuG 374)。

2.3 市民社会

ところで、社会的諸問題は、まずは個々人の生活史上の出来事として、具体的な生活経験のかたちで感知されているといえる (FuG 441-2)。それらは、さしあたりは「私的」なことがらとして解釈され処理されていく¹⁵⁾。

このように社会的諸問題がまず立ち現れる私的生活領域と諸公共圏とを媒介するのが、ハーバーマスの言う「市民社会 (Zivilgesellschaft)」である。この市民社会の中核をなすのは、自発的に形成される非国家的・非経済的な諸アソシエーションである (FuG 443)。ハーバーマスによれば、市民社会は、私的生活領域のなかに社会的諸問題を見出し評価し、それを先鋭的に表現して諸公共圏に転送し問題提起するはたらきをなす (FuG 443)。私的生活領域から立ち上がってくる市民社会は、社会の新しい問題情勢を察知する感受性がきわめて鋭い。

と同時に、市民社会は、諸公共圏の維持と拡充にとって重要な機能を果たしうる (FuG 447-8)。というのも、市民社会の諸アソシエーションは、自由なコミュニケーションの侵害に敏感に反応し、またマージナル・グループの排除や抑圧に抵抗するという傾向を持つからである (FuG 454)。言い換えるなら、諸アソシエーションの活動は、諸公共圏における多様な活発なコミュニケーションを維持・強化しうる。

以上のような政治的公共圏と市民社会の議論の背後にあるのが、「審議的政治 (deliberative Politik)」と呼ばれる民主主義の規範的理念である。すなわち、一方における市民社会を基礎とした自律的な諸公共圏での意見形成と、他方における政治システムのしかるべき手続きによって制度化された意見形成・意思形成とが、前者に主導されて密接に関連し合うこと、ここにハーバー

マスは民主主義の理念を見定める (FuG 360-3, 372-3)。別言すれば、公共圏において市民社会のイニシアティブのもとに公論が形成され、その政治的な影響力が、正当な法を制定する権力としてのコミュニケーション権力 (kommunikative Macht) に変換され、このコミュニケーション権力に基づきさまざまな政治的権力の行使がコントロールされるというあり方である。

3 公共圏と市民社会をめぐる諸困難

しかし、市民社会に主導された民主主義という規範的理念は、現実には多くの困難にぶつからざるをえない。

3.1 公共圏の権力構造

上述のとおり、公共圏は、多能的に分化し、無秩序でアナーキーな複合体をなしている。それゆえ、一方では諸公共圏は、社会的諸問題に対しきわめて敏感なのだが、他方では構造的暴力や歪められたコミュニケーションによる抑圧や排除に無防備にさらされているとハーバーマスは言う (FuG 374)。

そうしてみると、諸公共圏の内部で市民社会のアクターがじっさいどの程度の力を発揮できるのかが問われる。マス・メディアを介して拡大した諸公共圏では、影響力を持ったアクターとそのまわりの観客とが役割分化し、いわばステージと客席とが分かれている (FuG 440, 453)。そのさい、発言力を持つ諸アクターは、公衆の賛同に基づく公論の形成をめぐる互いに競合している。その意味で、諸公共圏は、激しい社会的闘争の場にほかならない。市民社会の諸アソシエーションもアクターの一つであるが、その力は通常きわめて弱い。むしろ、諸公共圏のイニシアティブを握っているのは、市民社会以外のより強力なアクターである。

まず、諸公共圏の外部の機能領域に強く規定されるアクター、たとえば政治的党派や各種の利益集団が挙げられるし、また私企業や行政機関なども大

きな力を及ぼしている。こうしたアクターは、公論の形成に対しあからさまに貨幣メディアや組織権力を投入することはできないが (FuG 441)、しかし調査機関を用いて世論調査や市場調査をおこない、宣伝・広報やプロパガンダを投入する (FuG 453-4)。ハーバーマスによれば、これらのアクターは、公衆のなかから現れ出る市民社会のアクターとは異なり、公衆の前に登場し、既存の諸公共圏を利用しようとする⁶⁵ (FuG 440, 454)。

もう一つの強力なアクターとしてハーバーマスが挙げるのが、マス・メディアで活動するジャーナリストである (FuG 454-6)。ジャーナリストは、マス・メディアでの情報の収集と選択、情報加工と情報発信に大きな力を行使する。この「メディア権力」は、メディアに媒介された諸公共圏へのテーマや関係者の接近をある程度コントロールしている。問題となるのは、マス・メディアが行政機関等の組織化された情報生産者から情報を受け取り、情報加工や情報発信にさいしレコマーシャリズムの戦略に従いがちな点である。⁶⁶

こうしてみると、諸公共圏のイニシアティブは、通常、市民社会以外の諸アクターによって握られており、市民社会の発する声が諸公共圏を主導することはめったにないといってよい。市民社会は、たしかに社会に潜在する諸問題に対して鋭敏であるが、しかし、諸公共圏の主要な要素ではない。

さらにまた、諸公共圏への関与それ自体が事実上、排除される可能性も考えられねばならない。ナンシー・フレイザー (Fraser 1992) らが指摘するとおり、さまざまな社会的不平等が構造的暴力として諸公共圏への接近を妨げ、たとえ形式的に参加できたとしても、実質的にみずからの声を発することのできない状態におかれうる。ハーバーマス (1996: 379-80) もまた「事実性と妥当」のうちに、社会 (福祉) 国家の変容のもと下層階層が新たに生じてくる傾向と関連づけて、諸公共圏からの排除の問題を指摘している。

3.2 公共圏と政治システムの関係

次に、諸公共圏と政治システムの関係に着目するなら、諸公共圏の政治的

影響力が正当な法を制定するコミュニケーション権力に変換されるさいの困難が指摘される。ハーバーマスによれば、立法機関において新たなテーマが提起され公式に取り扱われるに至る過程は、通常は、政治システムそれ自体によって主導されている (FuG 458-60)。そのばあい、コミュニケーションの流れは、政治の領域の中心部から出発しその中心部によってある程度コントロールされる経過をたどり、諸公共圏、そしてまた市民社会は関与しないか、関与したとしてもイニシアティブを握っていない。

もちろん、ハーバーマスが強調するとおり、社会的に重大な問題をめぐって市民社会が主導的な役割を果たし、コミュニケーションの流れが逆転しうることも見逃してはならない (FuG 460-2)。そのことは、戦後のさまざまな社会問題、たとえば冷戦構造下での軍拡競争、巨大科学技術のリスク、自然環境問題、南北問題、フェミニズムやエスニシティにかかわる問題をみても明らかだとハーバーマスは言う。これらの諸問題のほとんどは、社会の機能領域に根を下ろした国家機構や組織などによって提起されたものではなく、はじめは当事者やその代弁者、知識人や専門的研究者などから出発し、社会運動や市民運動、マス・メディアを通じて諸公共圏に浸透し、その結果として公論を動かし、最終的に政治システムにおいて取り上げられるに至っている。こうして、市民社会の活動によって問題状況が広く認識され危機意識が高まるとともに、力関係はじっさい逆転してきた。

しかしそうだとしても、通常の「静止状態の公共圏」(FuG 458)では、政治システムとの間のコミュニケーションの流れを市民社会が主導することは困難である。市民社会のポテンシャルは、特定の歴史的瞬間においては活性化しうるとしても、通常はあくまで潜在的なものにとどまる。^m

3.3 法治国家の危機

さらに、政治システムの内部に目を向けてみれば、「法治国家の危機」と呼ばれる問題状況が従来より指摘されてきた。

ハーバーマスがとくに問題としているのは、立法機関に対する行政機関の自立化の傾向である (FuG 519-24)。社会 (福祉) 国家の成立以後、国家の担うべき課題は格段に増大かつ複雑化し、それに相応して行政機関は、法の制定という立法の機能をみずから担うようになっていく。それは、たとえば委任立法や行政立法の増大、行政裁量や計画行政の余地の拡大に現れている。この行政機関の自立化の問題は、高度に発達した科学技術のリスクへの対応が求められるのにともない、よりいっそう先鋭化する。また、行政権力の執行にさいしては、巨大な圧力団体や組織などの影響力も強まっていく。

こうして、行政機関は立法機関における法制定の枠をますます越えていく。この問題は、諸公共圏におけるインフォーマルな意見形成と、政治システムにおける制度化された意見形成・意思形成との遊離を意味しよう。つまり、諸公共圏での政治的影響力がコミュニケーション権力に変換され、そのコミュニケーション権力が行政権力をコントロールするという、民主主義のプロセスが切断されているわけである。

4 公共圏の可能性の条件をどう捉えるか

では、このような問題状況に置かれた諸公共圏の活性化の可能性をどう考えればよいであろうか。

4.1 手続き主義に基づく制度改革

ハーバーマスは、とくに諸公共圏と政治システムとの関係に関し、諸公共圏の影響力をより強める新たな手続きの制度化を提起している。つまり、法の制定や適用の正当性を吟味する回路を諸公共圏にいっそう開かれたものにし、諸公共圏の政治的影響力がコミュニケーション権力に転換する多様なルートを整備するということである。

まず行政機関に対して、諸決定が正当かどうかを吟味するためのコミュニ

ケーション形態と手続きをその内部に新たに設置することが必要である⁸⁸ (FuG 530-1)。つまり、行政過程に「正当性認証のフィルター」を組み込み、諸公共圏の参加とコントロールの新たなルートを制度化するわけである。行政の「民主化」の具体的手法としてハーバーマスは、行政決定への当事者の参加、聴聞や公聴会、行政審判やオンブズパーソンなどを挙げている。

また、圧力団体や組織などの不当な権力の行使に対しては、政治的諸公共圏それ自体のいっそうの活性化が求められる (FuG 532-4)。この点については、自律的諸公共圏の育成、市民参加の拡大、メディア権力の制御、草の根の政治的党派の媒介機能、これらが重要な意味を持つとハーバーマスは指摘している。より具体的には、住民投票などの制度の定着やマス・メディアの自立性の強化、政治的党派の組織機構改革などが挙げられる。

さらに、諸公共圏への参加の不平等に関し、ハーバーマス (1995: 155) は、諸公共圏への接近とそこでの発言を実質的に可能にする事実的諸条件の確保にも言及している。その例としては、アドボカシーやアフターマティヴ・アクションないしクォータ制などが挙げられる。諸公共圏への接近と関与を支える諸施策によって、社会的諸問題について誰もが自分の意見を発する有効なチャンスを手に入れ、問題の当事者たちは、みずからの利害関心を明確に主張し議論に参加できるようになる (FuG 514)。

以上のとおり、ハーバーマスは、選挙などの一般的な政治参加に加え、政治の諸領域に新しい参加とコントロールの仕組みが整備されることに、諸公共圏の影響力の強化を展望している (FuG 472)。と同時に、諸公共圏それ自体の活性化や諸公共圏への参加の不平等の問題についても、ハーバーマスは、新しい制度的工夫の必要を提起していると言えよう。

ただ、ここで一つ留意する必要があるのは、ハーバーマスが単純な政治参加それ自体を求めているわけではない点である。ハーバーマス (1990: 43-4 = 1994: xxxv-xxxvi) によれば、ただ単に参加の可能性を拡大し決定を共同のものにしても、ばあいによっては特殊な利害関心のごり押しをもたらすだけと

なる。むしろ、重要なのは、諸公共圏の関与を導く適切な手続きの整備である。扱われるテーマに応じたコミュニケーション形態と手続きが制度化されること、その結果としてはじめて、参加は実質的な意味を持つ。

4.2 ポスト伝統的ゲマインシャフト

ハーバーマスの以上のような手続き主義的見地に疑問を投げかけているのが、アクセル・ホネットである。ホネット (2000a: 308) によれば、民主的な意見形成・意思形成がうまくゆくためには、手続きの整備のみならず、人びとの動機づけと関心が必要であり、手続きそれ自体がいわば日常的な習慣の一部として定着していなければならない。すなわち、「民主的人倫」(Wellmer 1993) が前提となる⁸⁹。

ホネットが提起するこの問題は、実はハーバーマス自身 (1994: 678-80, 1996: 311-13) によっても認識されている。ハーバーマスによれば、審議的政治は合理化された生活世界を拠り所とし (FuG 366)、自律した諸公共圏は「合理化された生活世界の厚意」(FuG 434) に依存している。この「合理化された生活世界」の中身としては、まずは市民社会の諸アソシエーションが挙げられ (FuG 366, 434)、さらに活力ある市民社会それ自体、自由な政治文化と相応する政治的社会化のコンテクストに依拠しているとされる (FuG 449)。ハーバーマス (1996: 311) はこれらをバーンスタイン (Bernstein 1998) にならい「民主的エートス」とも呼ぶのだが⁹⁰、しかし、このエートスそれ自体がいかにして形成されるのかについては、十分に議論されていないとみてよい。ホネットが追究するのは、このハーバーマス理論の欠落点である。

ホネット (2000a: 328) は、リベラリズム対コミュニタリアニズムという近年の政治哲学の論争のなかで両者が立場を異にしながら次の点で一致していることに注意を向けている。すなわち、民主主義が十分に機能するためには規範的な意味で一定のゲマインシャフトが必要ということである。

ここで言われているゲマインシャフトは、ゲゼルシャフトと対になりテン

ニースによって提起された概念だが、ホネット (2000a: 331-2) は、この対概念を自身の承認理論に基づき位置づけ直している。ゲゼルシャフトのばあい、人びとは、法的に規定された自由を平等に尊重し合うことで関係を結ぶ。ここでは、すべての人びとに共通する特性が相互承認される。これに対し、ゲマインシャフトは、一定の人びとがなんらかの特定の価値を共有しそれを生活の指針とすることで成立する。そうしたゲマインシャフトでは、個々人の特性や能力は共有された価値に照らして個別に評価される。ここでの承認は、ゲゼルシャフトとは違い、すべての人びとを平等に扱うといった性格のものではない。人びとは、それぞれの特性や能力が共同の生活実践にとってポジティブな意味を持つ者として承認し合っており、その意味で、ゲマインシャフトの関係は「連帯 (Solidarität)」の関係である。

ホネット (2000a: 333-7) によれば、このゲマインシャフトにおける相互承認はそれ自体、歴史的に大きく変化してきている。身分制的な伝統的社会から近代社会への移行にともない、個人の社会的評価は、ヒエラルヒーをなす身分秩序を指針とするのではなく、個々人が自己実現を追求するなかで達成した業績、各自に固有の特性や能力がそれ自体として評価されるようになる。それとともに、評価の基準となる価値は抽象化し多元化し、つねにさらなる解釈に開かれ、それをめぐって文化的コンフリクトが生じるようになる。

ゲマインシャフトのこうした歴史的変化からホネット (2000a: 337-8) が導き出すのが「ポスト伝統的ゲマインシャフト (posttraditionale Gemeinschaft)」という規範的理念である⁶⁵。ここでの連帯は「個体化した (また自律した) 諸主体の間の対称的な価値評価の社会関係」(Honneth 2000a: 337) という条件に結びついている。「対称的」というのは、同程度に評価するというのではなく、自分の能力や業績が社会にとって有意義だと経験するチャンスを、他者との格差がつけられることなく誰もが得ることを指している。また、この関係は独自の意味で「連帯」と呼びうる。すなわち、他者の人格の固有性に対し受動的に寛容であるのみならず、その人格の能力や特性がよりよく発揮

されうるよう、またそれまで知られてなかった新たな能力や特性が発現しうるよう、能動的にかかわっていく関係である。

こうして、ホネットは、民主主義の基礎的条件をなすゲマインシャフトの規範的理念を、ポスト伝統的ゲマインシャフトに定式化する。ポスト伝統的ゲマインシャフトの概念は、近代のゲマインシャフトの二つの規範的な発展可能性 (Honneth 1992: 209-11)、すなわち、一方では各人に固有の能力や特性が承認されるという意味での個体化と、他方では誰もがみな格差なしに承認されるという意味での均等化が、進んだ先を指し示している。

4.3 公正な社会的分業

と同時に、ホネットは、【公衆とその諸問題】(Dewey [1927] 1984) を中心にジョン・デューイの政治思想を再構成するなかで、このゲマインシャフト的な相互承認が政治的公共圏の活性化、そして民主的続きの実効性の条件であるゆえんとその社会的所在を考察している。

ホネット (2000a: 302-3) によれば、デューイは、ゲマインシャフトの成立が民主的手続きへの志向の前提をなすと捉えた。つまり、自分たちがなんらかの目的や価値を共有しそれを協同で追求していることを互いに十分に経験できてはじめて、自分たちの社会的諸問題に能動的にかかわるといふ利害関心が生じ、また意思形成の民主的手続きが、社会的諸問題を解決するための合理的な手段として理解され志向されうるわけである。

そのさい、デューイは、このゲマインシャフト的な協同 (Kooperation) をほかならぬ社会的分業の領域に位置づける。つまり、さまざまな集団やアソシエーションが分業のかたちをとって結びつく社会的労働のネットワークのなかで、協同が意識され経験されうるわけである。この協同において個々人は、分業による社会の再生産に各自の能力や特性がともに貢献していることを相互承認し、そのことを通じて自己実現を果たしうる (Honneth 2000a: 293, 296-7)。

ただし、この協同の意識は、社会的分業の編成が公正で正当なものでなければ十分に成立しない。すなわち「デューイのみるところ、民主的公共圏の活性化の条件は、社会的分業という政治以前の領域におかれており、この領域は、社会の成員の誰もが協同の事業のアクティブな参加者として一般に理解されうるように、公正に正当に規制される必要がある。というのも、デューイが正当にも前提しているとおおり、責任と協同の共有というそうした意識がなければ、個々人は、共通の問題解決の手段を民主的手続きのなかに見て取るには、決して至らないからである」(Honneth 2000a: 304-5)。

ホネット(2000a: 309)は、現在の社会において、そうした社会的分業の公正な編成のためには、単に資本主義的な労働市場の規範的な再構成がはかられるのみならず、むしろ、そもそも何をもって社会的に評価される活動とみなすのかというその定義のラディカルな変革が必要と指摘している。別言するなら、社会の再生産への協同の寄与として評価される、つまりは社会的承認を享受するのはどのような活動なのか、価値評価の基準の新たな構築であり、ひいては労働という概念の再定義である⁹⁹。

以上のとおおり、ホネットによれば、民主的な意思形成は一定のゲマインシャフトを前提としてはじめて十分にはたらきうる。そのさい、ホネットは、近代におけるゲマインシャフトの規範的理念をポスト伝統的ゲマインシャフトの概念に定式化するとともに、デューイの政治理論を手がかりに、このゲマインシャフトの所在を、なにより、公正に組織された社会的分業に見出している。分業が正当に編成されることで成り立つ社会的協同の経験こそが「民主的人倫」を生み出す(Honneth 2000a: 309)。

5 市民社会再考

前節でみてきたとおおり、ハーバーマスは、現在の社会における諸公共圏の活性化の一条件を、政治システムと諸公共圏とをつなぐ民主的手続きの拡充

に見定めていた。これに対しホネットは、人びとが諸公共圏に積極的に参与し民主的手続きに志向することがいかにして可能となるのかを問う。この問題に対するホネットの回答は、社会的分業の公正な編成に基づくゲマインシャフト的協同であり、そこでのポスト伝統的なかたちでの連帯である。つまり、諸公共圏の活性化は、政治的なものの外部の社会的条件に依存している。こうした議論は、公共圏と民主主義の問題を狭い意味での政治の領域にとどめるのではなく、社会経済的な領域から考察する必要をあらためて提起しているといえよう。そもそも、社会的分業が公正なものでなければならないという条件は、民主主義の真正な理念の内在的要素をなしている(Honneth 2000a: 307-8)。民主主義の規範的理念は、政治的理想としてのみならず、なによりも社会的理想として考察される必要がある(Honneth 2000a: 309)。

このホネットの立論はもちろん、ハーバーマスが提起した民主的手続きの重要性を否定するものではない。むしろ、分業の公正な組織化は、この手続きの実効性を支え、諸公共圏に根ざす民主主義が単なるうわべだけのものではなく実質的たりうるための基礎となる。公正な分業のもとでの社会的協同があつてこそ、民主的手続きは、社会的諸問題を合理的に解決するための手段として志向され、政治システムそれ自体の制度改革もまた進められうる。

ところで、ホネットの議論を別の角度からみるなら、社会的労働の領域がどのように編成されているかによって、相互承認に基づく連帯の関係が規定され、それがまた諸公共圏、ひいては民主的政治文化のあり方を方向づけると考えられる。つまり、社会的分業のなかで個人の能力や特性や業績に対ししかるべき価値評価がなされないなら、それは人びとの連帯の切断を意味する。その結果として、既存の諸公共圏からの離反や諸公共圏相互の分断・対抗もまた生じるといえる。ホネット(1992: 205-6)によれば、承認が得られないあるいは拒否・剥奪されるという軽視(Missachtung)の経験は、諸公共圏において承認をめぐる闘争をもたらしうる。その意味では、社会的労働の編成とそれに伴う相互承認の秩序は、諸公共圏における権力関係それ自体

の重要な背景要因をなすと考えられる。⁶⁵

さらに、ホネットの議論は、市民社会の概念をあらためて考察する必要を提起しているように思われる。上述のとおり、ハーバーマスは、市民社会概念から経済的含意を捨象して自発的な諸アソシエーション関係を指すものと解釈し、この市民社会によって諸公共圏が主導されることに一つの規範的理念を見出した。

これに対し、ホネットの議論から導き出されるのは、公共圏の問題が経済活動の領域を抜きにしては語れないということである。それは、従来から指摘されてきたような、社会的不平等が諸公共圏への接近と参加を阻害しうることだけに關係するわけではない。むしろ、ホネットが注目しているのは、諸公共圏への積極的なコミットメント、民主的手続きへの主体的な志向が、社会的労働の次元に基礎づけられることである。公正に整えられた社会的分業とそこでのポスト伝統的なたちでの相互承認があつてはじめて、社会的諸問題への主体的なかわりが生じてくる。社会的労働の次元は、民主主義の内在的な核心部分をなしている。⁶⁶

そうしてみれば、民主主義の規範的条件として、社会的労働の領域を含んだ市民社会概念をあらためて定式化することも可能ではないだろうか。つまり、公正に編成された社会的分業に基づきポスト伝統的な意味での相互承認が成り立っている社会關係、それはもちろん「自由」で「平等」な市民の社会關係とは単純に重ならないのだが、これをホネット的な意味での市民社会と捉えることができるのではないが、⁶⁷もちろん、この市民社会は、あくまで規範的理念である。だが、この意味での市民社会の形成と定着こそが、活力ある諸公共圏をもたらす、強靱な民主主義を実現するといえるのではないだろうか。

註

(1) 本稿では、この『事実性と妥当』からの引用と参照についてのみ、略号 (FuG)

を用いて該当ページ数を示す。

- (2) 公共圏の複数性・多元性の強調は、『公共圏の構造転換』(Habermas [1962] 1990) との大きな違いの一つと言える。ナンシー・フレイザー (Fraser 1992) らが批判したように、『公共圏の構造転換』ではなによりも「市民的公共圏」に焦点が当てられ、それ以外の諸公共圏の存在、諸公共圏相互の競合や排除は、十分に考慮されていなかった。この点はハーバーマス (1990: 15-21 = 1994: v-xii) ものちに認めているとおりである。
- (3) この点に関し、『事実性と妥当』に先立つ『近代の哲学的ディスクルス』において、ハーバーマス (1985: 418 = 1990: 617) は、公共圏を、社会的諸問題に関するリフレクティブな知識が生み出される、社会のリフレクションの審級と規定していた。この位置づけは、公共性論と公共圏論の違いを考えるさいにも重要と思われる。というのは、公共性の規定それ自体、公共圏における議論のテーマだからである。フレイザー (Fraser 1992) やベンハビブ (Benhabib 1992) らの問題提起とも重なりハーバーマス (FuG 379-82, 506-15) も示唆するとおり、何が「公」で何が「私」なのかを解釈し議論し合う場が、公共圏にほかならない。そのかぎりでは、公共圏論は公共性論に対してメタレベルにあるともいえる。すなわち、何が「公」で何が「私」なのかを解釈し議論する場がどのように形作られそこにどんな問題がはらまれているのか、また、その公/私の構築過程は規範的にみていかに編成されるべきなのか、つまりは公共性論そのものが形成される場を経験的かつ規範的に追究することが、公共圏論の重要なテーマの一つとなるわけである。
- (4) 社会的諸問題がまずは個々人の私生活領域に立ち現れ私的に処理されることに関連して、ハーバーマス (FuG 441-2) は、広い意味での文学的公共圏の重要性も指摘している。つまり、社会的諸問題を映し出す私的な生活経験は、宗教や文学や美術や音楽などにその的確な表現を見出しうる。
- (5) ハーバーマス (FuG 453-4) によれば、市民社会のアクターとそれ以外のアクターは、組織の複合性や資源や専門化の程度、またその利害關心によっても十分には区別できず、むしろ、その自己同定の仕方が区別の手がかりになる。市民社会以外のアクターがその出自によって簡単に同定されうるのに対し、市民社会のアクターは同定のためのメルクマールをみずから生み出さねばならず、アイデンティティをみずから繰り返し確認しなければならない。
- (6) あるインタビューのなかでハーバーマス (1995: 148-9) は、マス・メディアに媒介された諸公共圏が「整序された諸公共圏」となる可能性を指摘している。この

整序された諸公共圏というのは、批判的に社会的諸問題を認知し同定し先鋭化するのではなく、もっぱら国民投票的な正当性認証に資するものことである(FuG 462).

- (7) もちろん、ハーバーマス自身の強調点は、市民社会のポテンシャルが現実活性化するにあるが、通常の諸公共圏ではそれは難しいというハーバーマスの認識を本稿では重視する。
- (8) ハーバーマス(FuG 235-7, 526-7)は、行政機関の自立化に表れるような権力分立の問題を、特定の具体的制度から実体的に捉えるのではなく、まずは政治的なものに関するコミュニケーション諸形態の配分の問題としてより抽象的に捉え、そこから権力分立の新たな仕組みの必要性を導き出している。
- (9) 同様の問題を論じているものとしては、たとえばバーンスタイン(Bernstein 1998)、ベイネス(Baynes 2002)を参照。
- (10) そうした民主的エートスの一部をなすのが、ハーバーマスの提起する憲法パトリオティズム(Verfassungspatriotismus)である。この概念については、毛利(2002)の第一章を参照されたい。
- (11) むろん、ハーバーマス(1981, 2: 212-23 = 1987, 下: 48-57)は、生活世界の合理化を社会の近代化の一側面として位置づけ議論しているが、「民主的エートス」がどのように形成されるのかについては必ずしも明らかではない。
- (12) ホネット(1992)は、イェナ期ヘーゲルとミードの社会心理学に見出される承認論を手がかりに、人間のアイデンティティ形成にとって必要条件となる三つの承認形態(一次的諸関係、法権利諸関係、価値ゲマインシャフト)を区別し、承認の社会理論を提唱している。ホネットによる承認理論の概要については、日暮(2002)、水上(2003)を参照されたい。
- (13) ポスト伝統的ゲマインシャフトという考え方の理論的源泉の一つは、ホネットによれば、デュルケムが『社会分業論』において提起した「有機的連帯」の概念である。
- (14) ホネット(2000a: 285-7)によれば、デューイの政治思想は、共和主義と手続き主義の二つの規範的な民主主義モデルが対置されている現状において、よりすぐれた第三の立場を展開しうるものとされている。
- (15) 社会的労働の編成は、ホネットがゲマインシャフトにおける承認形態として特徴づけた価値評価の秩序と密接に結びついている(Honneth 2000a: 104-7)。こうした視点から、近年、ホネット(2003: 162-77)は、個々人の活動が業績として価値評価される領域を、市民的・資本主義的社会形態の形成にさいし分出した三つの

承認領域の一つと位置づけている。ここでは、労働運動は、物質的再分配を求める運動であるのみならず、労働の社会的承認をめぐる闘争として捉えうる(Honneth 2000b: 148)。また、ホネット(2000b: 149-50)によれば、現段階での労働概念の再定義にさいしては、いわゆるアンペイド・ワークの社会的承認もまた重要な論点となる。

- (16) ホネット(2000a: 107-8)は、ドイツのネオナチズムの背景要因の一つが、社会的労働の領域も含んだ社会的承認の欠落にあることを示唆している。そこでも示されているとおり、承認をめぐる闘争は、諸公共圏において適切な表現を見出すことなく暴力的な対抗文化の形態をとることもありうる。
- (17) その意味で、ホネット(2000a: 307-8)は、社会的経済的不平等の問題についても、ハーバーマスの民主主義理論が政治的領域に一面化されていることを問題視している。この点に関連し、従来よりホネット(1985: 333-4 = 1992: 382-3)は、ハーバーマスが社会的労働の領域をシステムと捉えその批判の可能性を十分に追究していないことに異論を示してきた。
- (18) ただし、ホネットは、既存の市民社会論に対して批判的であり、本稿で扱った素材でも市民社会の概念を基本的に使っていない。ホネット(1994: 80-9, 2000a: 283 Anm.2)によれば、既存の市民社会論は、規範的な民主主義理論としてみれば、手続き主義と共和主義の間で定めなくゆれ動いており、一つの独自のアプローチをなしていないとされる。

文献

- Baynes, K., 2002, "A Critical Theory Perspective on Civil Society and the State," Rosenblum, N. L. and Post, R. C. eds., *Civil Society and Government*, Princeton: Princeton University Press, 123-145.
- Benhabib, S., 1992, "Models of Public Sphere," Calhoun, C. ed., *Habermas and the Public Sphere*, Cambridge: The MIT Press, 109-142. (= 1999, 山本啓・新田滋訳「公共空間のモデル」【ハーバースと公共圏】未来社, 69-101.)
- Bernstein, R. J., 1998, "The Retrieval of the Democratic Ethos," Rosenfeld, M. and Arato, A. eds., *Habermas on Law and Democracy*, Berkeley: University of California Press, 287-305.
- Dewey, J., [1927] 1984, "The Public and Its Problems," *John Dewey The Later Works, 1925-1953 Volume 2: 1925-1927*, Carbondale: Southern Illinois University Press, 235-372. (= 1969, 阿部斉訳「現代政治の基礎」みすず書房.)

- Fraser, N., 1992, "Rethinking the Public Sphere," Calhoun, C. ed., *Habermas and the Public Sphere*, Cambridge: The MIT Press, 109-142. (= 1999, 山本啓・新田滋訳「公共圏の再考」『ハーバマスと公共圏』未来社, 117-159.)
- Habermas, J., [1962] 1990, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (= 1994, 細谷貞雄・山田正行訳『[第2版] 公共性の構造転換』未来社.)
- , 1981, *Throrie des kommunikativen Handelns*, 2Bde., Frankfurt am Main: Suhrkamp. (= 1985, 1986, 1987, 河上倫逸ほか訳『コミュニケーション的行為の理論(上)(中)(下)』未来社.)
- , 1985, *Der philosophische Diskurs der Moderne*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (= 1990, 三島憲一ほか訳『近代の哲学的ディスクルス』岩波書店.)
- , 1990, "Vorwort zur Neuauflage 1990," *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 11-50. (= 1994, 山田正行訳「一九九〇年新版への序言」細谷貞雄・山田正行訳『[第2版] 公共性の構造転換』未来社, i - xlvii.)
- , 1992, *Faktizität und Geltung*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (FuG と略記する).
- , 1994, "Nachwort," *Faktizität und Geltung*, Frankfurt am Main: Suhrkamp, 661-80.
- , 1995, *Die Normalität einer Berliner Republik*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- , 1996, *Die Einbeziehung des Anderen*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- 日暮雅夫, 2002, 「承認論の現代的座標」『思想』935: 48-65.
- Honneth, A., 1985, *Kritik der Macht*, Frankfurt am Main: Suhrkamp. (= 1992, 河上倫逸監訳『権力の批判』法政大学出版局.)
- , 1992, *Kampf um Anerkennung*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- , 1994, *Desintegration*, Frankfurt am Main: Fischer Taschenbuch.
- , 2000a, *Das Andere der Gerechtigkeit*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.
- , 2000b, "Anerkennung oder Umverteilung?" Ulrich, P. und Maak, T. hrsg., *Die Wirtschaft in der Gesellschaft*, Bern: Paul Haupt Berne, 131-150.
- , 2003, "Umverteilung als Anerkennung," Fraser, N. und Honneth, A., *Umverteilung oder Anerkennung?*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.

- 水上英徳, 2003, 「批判的社会理論における承認論の課題」永井彰・日暮雅夫編著『批判的社会理論の現在』晃洋書房, 153-176.
- 毛利透, 2002, 『民主政の規範理論』勁草書房.
- Wellmer, A., 1993, *Endspiele*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.

Public Sphere and Civil Society

: On the Social Conditions of Autonomous Public Sphere

MIZUKAMI Hidenori

The purpose of this paper is to consider the social conditions of autonomous public spheres by reviewing the social theories of Jürgen Habermas and Axel Honneth. Habermas has developed the normative concept of deliberative politics that means the interplay between institutionalized opinion / will-formation in political system and informal opinion-formation in autonomous public spheres based on civil society. However, public spheres are actually faced with difficult problems such as repression, exclusion, and uncoupling in the political system. In order to solve these issues, Habermas proposes institutional reform from the standpoint of a proceduralism. On the other hand, Honneth argues posttraditional "Gemeinschaft" in the sphere of social labor that is one of the social foundations of motivated commitment to public spheres and active orientation toward democratic procedures. Honneth's argument requires re-examination of the idea of civil society as a social sphere including social labor.

Key words: public sphere, civil society, "Gemeinschaft"